

第1回防火管理検討会 議事録

1. 開催日時：平成18年 8月 3日(木) 13:30～16:30
2. 開催場所：日本電気協会 4階B会議室
3. 出席者(順不同, 敬称略)
 - 出席委員：小暮主査(東京電力), 藤原副主査(関西電力), 卜部(北海道電力), 佐野(日本原子力発電), 藤井(九州電力), 増田(四国電力), 森脇(中国電力) (7名)
 - 代理出席委員：井川(中部電力・杵田代理)、西田(北陸電力・島代理) (2名)
 - 欠席委員：阿部(東北電力) (1名)
 - 常時参加者：小倉(東京電力) (1名)
 - オブザーバ：平澤(原子力安全基盤機構・委員候補), 佐久間(原子力安全・保安院), 柴田・田中(日本原子力技術協会) (4名)
 - 事務局：長谷川・大東(日本電気協会) (2名)
4. 配付資料
 - 資料 1-1 防火管理検討会および運転・保守分科会委員 委員名簿
 - 資料 1-2 第20回原子力規格委員会議事録(案)
 - 資料 1-3 原子力発電所の火災防護における体制・運用管理に関する民間規格の整備について
 - 資料 1-4 火災防護管理面の規格の整備について
 - 資料 1-5 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令と解釈に対する解説
 - 資料 1-6 安全設計分野及び放射線管理分野における日本電気協会規格に関する技術評価書(抜粋)
 - 資料 1-7 「J E A G原子力発電所の火災防護管理指針(仮称)」の制定について(案)(ドラフト)
 - 資料 1-8 「軽水炉プラントの「火災防護運転管理面基準整備」について(全体概要版)
 - 資料 1-9 最も早い策定手続きを想定した場合の規格策定スケジュール
 - 資料 1-10 原子力規格委員会 運転保守分科会 活動計画(平成18年度)(案)
 - 参考資料1 (社)日本電気協会 原子力規格委員会について
 - 参考資料2 第9回 原子力関連学協会規格類協議会 議事録(案)
 - 参考資料3 (社)日本電気協会「防火管理指針(仮称)」の経緯
 - 参考資料4 原子力発電所の防火管理指針(仮称)制定案
 - 参考資料5 火災防護管理面の規制充実化について

5 . 議事

(1) 会議定足数確認及び検討会主査選任

本検討会委員総数 1 0 名に対して代理を含めた本日の委員出席者数は 9 名で、規約上の決議条件の「委員総数の 2 / 3 以上の出席」を満たしていることが確認された。出席者全員の自己紹介のあと、検討会主査選任手続きの結果、小暮委員（東京電力）が選任された。

(2) 副主査の指名

小暮主査より、副主査として藤原委員（関西電力）が指名され了承された。

(3) 代理出席者、常時参加者およびオブザーバ参加者の承認

事務局より、資料 No.1-1 に基づき、委員候補および常時参加者を紹介し、小暮主査より、代理出席者、常時参加者およびオブザーバの会議参加が承認された。

(4) 第 20 回原子力規格委員会議事録（案）、第 9 回原子力関連学協会規格類協議会議事録及び火災防護関連背景の紹介

事務局より、資料 No.1-2 に基づき、原子力規格委員会議事録（案）のうち、火災防護関連部分の紹介があった。また、資料 No.1-3、参考資料 2,3,4 に基づき、これまでの経緯が紹介された。平澤委員候補より、資料 No.1-4 に基づき、規制側からの火災防護管理面の規格整備について紹介があった。さらに、事務局より、資料 No.1-5,6 に基づき、技術評価関連の経緯について紹介があった。

本件に関する主な意見は、次のとおり。

- a . 資料 No.1-6 の P35 「(b)総合的な観点からの火災防護規定類の検討」は、内容として運転管理側になるのか、設計側になるのか。内容によっては、JEAG4607 との取り合いを調整する必要あり。
- b . 海外の事例については、日本の規格基準体系にあうものなのかを確認しながら、作業を進めていくべき。
- c . 既に平成 11 年に原子力発電所の防災管理指針（案）が作成されているので、それに O S A R T 指摘事項やその後を経験した知見を肉付けしていく。

(5) 火災防護管理面規格化の策定方針および平成 18 年度活動計画の検討

小暮主査より、資料 No.1-7,1-10 に基づき、方針案（スケジュール案含む）、活動計画の提案があった。方針案（スケジュール案含む）および平成 1 8 年度活動計画については、次の意見を反映した案を各委員に電子メールで確認することで了承された。その案を運転保守分科会、原子力規格委員会に諮ることとした。

- a . 現状は、火災防護の管理面でのソフトが脆弱であることを盛り込んだ記載とするべき。
- b . 原子力発電所の火災防護指針（JEAG4607-1999）との協調を明記するべき。

(6) 規格化の進め方についての意見

- a . 省令 62 号から要求されている訳ではないので、何に適合するものを作ればよいのか。

ソフト面の規制は最終的には「实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 16 条保安規定」が改訂 / 明確化されることとなる。そこに引用可能なものとするべき。

- b . 消防法との整合をとって、現場が混乱しないようなものとする必要がある。
- c . 今まで規制はなくても自主保安としてやってきた。各社の内規などを突き合わせて、ベストプラクティスをまとめていく作業となる。
- d . 管理に必要な要求事項はどんなものがあるのか、その要求事項に対して各事業者がどんなことをしているのか。要求事項を整理して、現在やっていることを当てはめるなど、作業がスムーズに進むように配慮して欲しい。
- e . 検討会の頻度は、進捗状況を見ながら決める。必要に応じて委員による分担作業も行う。
- f . 今後のアクションプランを早めに策定し、各検討会で何をやるのか見えるようにする。
- g . 自分の体制だけを見ていると何が脆弱なのかわかりにくいので、諸外国の体制と対比してみれば、気がつくことがあるのではないかな。
- h . 検討範囲は発電用軽水炉とする。
- i . 消防法を熟知している消防庁の方に参画してもらってはどうか。

(7) その他

- a . 次回以降に、平澤委員候補より参考資料 - 5 の説明をお願いします。
- b . 次回以降に、平成 1 8 年 3 月の大飯での火災に対する具体的な対策を紹介してもらおう。
- c . 次回防火管理検討会開催は、9 月 6 日 (水) 午後の予定。

以 上